

## 国民生活審議会消費者政策部会第2回WG<第2WG>議事要旨

1. 日 時 平成18年5月31日(水) 10:00~12:30
2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室
3. 出席者  
(審議会) 山本座長、大村(敦)委員、大村(多)委員、岳野委員、長田委員、原委員、三木委員、山口委員 (糠谷委員(第1WG)出席)  
(事務局) 田口局長、堀田審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、勝見消費者調整課長、高根沢消費者情報室長、山崎補佐ほか  
(説明省庁等)  
別紙に記載

### 4. 概要

#### (1) 座長試案の説明

各重点審議施策の審議に入る前、山本座長から、座長試案についての説明が行われた。

#### (2) 各重点審議施策の審議

##### ① 金融分野における投資サービス法制の検討〔施策3〕

原委員から考え方の説明がなされるとともに、金融庁、農林水産省、経済産業省の担当者を交えた議論が行われた。その際、主に以下の意見があった。

○銀行・保険などがなぜ一本化の法律にならなかったのか理解できない。今後の課題としてほしい。

○不招請勧誘については、法律での禁止を再度検討してほしい。

##### ② 信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討〔施策4〕

山口委員から考え方の説明がなされるとともに、金融庁、経済産業省の担当者を交えた議論が行われた。その際、主に以下の意見があった。

○問題点はかなり抽出されているので、割賦販売法を改正して、抜本的に販売信用法へ持っていくべきではないか。

○最近、悪質業者は、信販会社から貸金業者へ乗り換えており、悪質業者を処分してもなかなか効果が上がらないという面がある。

○加盟店管理をきちんと行おうとしても、クレジット会社が信用を提供して利息を稼ごうとすることがあるので、本質的に限界がある。何らかの法規制が必要ではないか。

##### ③ ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討〔施策9〕

長田委員から考え方の説明がなされるとともに、総務省、経済産業省の担当者を交えた議論が行われた。その際、主に以下の意見があった。

○迷惑メールは、中心が携帯からパソコンへ徐々にシフトしてきているが、件数は全然減っていない印象がある。実態に合った数字を出せるような体制の工夫をお願いしたい。

④ 特定商取引法の厳正な運用〔施策2〕／国民生活センターと関係行政機関との連携の強化〔施策7〕

山口委員から考え方の説明がなされるとともに、内閣府、経済産業省、国民生活センターの担当者を交えた議論が行われた。その際、主に以下の意見があった。

○特商法において、指定品目を増やしたり、考え方を考えてもらおうと非常に強い味方になる。併せて、今、自治体の権限になっていない通信や電話についても、自治体で行うことができるように措置してほしい。

○P I O-N E Tの情報をオンラインで各省庁につなげることについては、情報が何らかの形で外に出るおそれがある等、様々な問題がある。

○P I O-N E Tの情報については、工夫の仕方によっては支障ない形で提供することも可能ではないか。何のための情報か考えてほしい。

⑤ 緊要な消費者トラブルへの対応（架空請求・不当請求の排除/預金口座の不正売買）〔施策11〕

山口委員から考え方の説明がなされるとともに、金融庁、法務省、総務省、日本郵政公社の担当者を交えた議論が行われた。その際、主に以下の意見があった。

○銀行や郵便局の口座には、非常に多くの口座がヤミ金融のための口座として使われており、そこに眠っている資金をどのようにするのか、検討してほしい。

(3) その他

次回の第2ワーキンググループは6月29日（木）10時からの予定。

以 上

(別紙)

各省庁等説明者

(経済産業省)

商務情報政策局 消費経済部消費経済政策課長 福田 秀敬  
商務情報政策局 取引信用課 課長補佐 樋口 勝也

(金融庁)

総務企画局 市場課投資サービス法令準備室課長補佐 岡田 大  
総務企画局 企画課信用制度参事官室課長補佐 尾崎 有  
監督局銀行第一課 課長補佐 市毛 弘

(総務省)

総合通信基盤局 消費者行政課 課長補佐 平松 寛代

(内閣府)

国民生活局 消費者調整課長 勝見 博